白河市特定地域生活排水処理施設整備事業実施要綱

平成１７年告示第９０号

改正

平成２０年白河市告示第１４８号

平成２２年白河市告示第５３号

令和３年６月１日要綱第１１号

令和４年４月１日要綱第７６号

　（趣旨）

第１条　この要綱は、白河市特定地域生活排水処理施設条例（平成１７年白河市条例第１５１号。以下「条例」という。）及び白河市特定地域生活排水処理施設条例施行規則（平成１７年白河市規則第１２７号。以下「規則」という。）の事業実施に関し必要な事項を定めるものとする。

　（浄化槽の定義）

第２条　条例第１条の個別合併処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）とは、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率９０パーセント以上、放流水のBODが１リットルにつき日間平均値２０ミリグラム以下の処理能力を有するものをいう。

２　浄化槽の人槽区分は、建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302）による。

（整備対象区域）

第３条　条例第３条ただし書に規定する浄化槽で整備することが適当であると市長が認めた場合とは、次の各号のいずれにも該当する場合であって、市長が認めた場合とする。

（1）　浄化槽を設置しようとする計画用地が公共下水道又は農業集落排水施設（以下これらを「下水道等」という。）の管に隣接していないこと。

（2）　市が負担する浄化槽整備及び管理に要する費用が下水道管等の敷設費及び管理に要する費用以下であると見込まれること。

（設置する要件）

第４条　市が浄化槽を設置するのは、条例第４条の設置申請に当たり、申請者が住宅等の新築、増築又は改築に関して、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条に規定する申請確認及びその他の法律要件を満たした場合に限る。

　（設置申請の優先順位）

第５条　条例第４条及び規則第３条に規定する浄化槽の設置申請の件数が、市の当該年度設置計画を超える場合には、原則として新築を優先する。また、この場合においても、専用住宅及び併用住宅を優先する。

　（設置完了後の検査等）

第６条　条例第６条の設置完了に当たり、市は、設置後に浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）第７条の水質検査（使用開始した日から３箇月を経過した日から２箇月以内）及び同法第１１条の定期検査（毎年１回）並びに通常の保守点検及び清掃に係る手続きをする。

２　市長は、前項の検査及び点検等をその目的を果たすことができる事業者等に委託する。

　（浄化槽の撤去）

第７条　規則第５条第１号に規定する浄化槽本体を埋設するための構造物の撤去には、浄化槽の撤去を含むものとする。

　（排水設備の設置等）

第８条　条例第９条に規定する排水設備とは、浄化槽までの流入管及び浄化槽からの放流管並びに付随する点検清掃桝等とし、それらの設置に要する経費については、住宅所有者等が全額負担する。

　（排水設備の管理）

第９条　条例第９条に規定する排水設備についての維持管理及び更新は、住宅所有者等が行う。

　（排水設備及び浄化槽設置指定業者の登録）

第１０条　規則第８条に規定する排水設備及び浄化槽設置指定業者の登録を受けようとする事業者（以下「事業者」という。）は、白河市下水道条例（平成１７年白河市条例第１４７号。以下「下水道条例」という。）第１０条第２項に規定する資格を有し、かつ、浄化槽に関する法定資格及び許可等を有する個人又は法人とする。

２　事業者は、市長に浄化槽に関する設置工事及び排水設備指定業者公認申請書（第１号様式）に所属責任技術者等名簿（第２号様式）、工事用機械器具調書（第３号様式）、誓約書（第４号様式）及び有資格証明書の写しを添付の上、申請する。

３　市長は、前項の指定業者の登録申請があった場合には、浄化槽法並びに条例、規則及びこの要綱に適否するか調査の上、登録をすべきと判断した事業者に公認証書（第５号様式）を交付する。

４　事業者の公認は、随時行う。また、公認の有効期間は、公認を受けた日から起算して３年とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを短縮することができる。

５　公認登録期間を経過する事業者は、期間の満了の日の１箇月前までに市長に継続公認申請書（第６号様式）を提出することで、更に３年間継続する。

６　下水道条例に規定する公認に関する変更、承認取消し等の諸規定は、この要綱において準用の上適用する。

　（浄化槽の設置方法等）

第１１条　市長は、条例第１１条に規定する指定業者の中から業者を選定し、浄化槽設置工事を発注する。

２　設置浄化槽は、国土交通大臣認定の型式認定を受けた浄化槽の中から前項の業者が選定するものとし、１０人槽以下の浄化槽においては、放流水のT-N（総窒素）が１リットルにつき日間平均値２０ミリグラム以下の処理能力を有するものとする。

３　浄化槽費及び標準工事費については、当該年度の事業計画にて算定するものとする。

　（契約及び支払い等）

第１２条　浄化槽設置に関する工事契約及びその経費に係る支払い等は、白河市財務規則（平成１７年白河市規則第３７号）の定めるところにより処理する。

　（既設浄化槽の維持管理における条件）

第１３条　市長は、規則第１６条の既設浄化槽維持管理申請書の提出があった場合は、申請者が行っていた既存浄化槽の管理状況を確認の上、引き受けるものとする。この場合、修繕及びくみ取り等の措置が必要となっているときは、申請者の負担において所要の措置を行った後に、浄化槽を引き受けるものとする。

２　市が維持管理を引き受ける既存浄化槽は、合併浄化槽に特定するものとし、市は、管理受託に当たり、既存浄化槽は維持管理の引き受けに限定し、所有の移転は行わない。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成１７年１１月７日から施行する。

　（経過措置）

２　この要綱の施行の日の前日までに、合併前の東村浄化槽の整備に関する事業実施要綱（平成１６年東村建設要綱第２号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成２０年白河市告示第１４８号）

(施行期日)

１　この要綱は、平成２０年１０月１日から施行する。

　(経過措置)

２　この要綱の施行の際、現に作成されている改正前の白河市浄化槽の整備に関する事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（平成２２年白河市告示第５３号）

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年６月１日要綱第１１号）

この要綱は、令和３年６月１日から施行する。

附　則（令和４年４月１日要綱第７６号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

第１号様式（第１０条関係）

浄化槽に関する設置工事及び排水設備指定業者公認申請書

　　年　　月　　日

　　白河市長

　住所

申請者

氏名　　　　　　　　　　印

　白河市特定地域生活排水処理施設条例による浄化槽工事業者及び工事指定業者として公認してくださるよう、白河市特定地域生活排水処理施設整備事業実施要綱第１０条の規定により関係書類を添えて申請いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所(連　絡　先) | 電話　　　　　(　　　　) |
| フリガナ  名称又は氏名(商号) |  |
| フリガナ  代表者氏名 |  |
| 建設業法による  登録番号 |  |
| 備考 |  |

(添付書類)

1　所属責任技術者等名簿（第２号様式）

2　工事用機械器具調書（第３号様式）

3　誓約書（第４号様式）

4　浄化槽設備士免状の写し

5　浄化槽工事業に係る県知事の登録を受けていることが証明できる書類の写し

6　建設業法に基づく管工事業としての許可を受けている書類の写し

7　営業所の位置図及び平面図

8　その他必要な書類

第２号様式（第１０条関係）

所 属 責 任 技 術 者 等 名 簿

年　　　月　　　日

白　河　市　長

住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　 申請者

氏　　名　　　　　　　　　　　　㊞

1　責任技術者

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 承認番号 | 氏　　　名 | 生年月日 | 住　　　　所 | 最終学歴 | 経験年数 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

2　技能者

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 承認番号 | 氏　　　名 | 生年月日 | 住　　　　所 | 最終学歴 | 経験年数 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

3　その他の従業員

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 承認番号 | 氏　　　名 | 生年月日 | 住　　　　所 | 最終学歴 | 経験年数 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

第３号様式（第１０条関係）

工 事 用 機 械 器 具 調 書

年　　月　　日

白　河　市　長

住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　 申請者

氏　　名　　　　　　　　　　　　㊞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名　　　　称 | 形　　状 | 単　　位 | 数　　量 | 備　　　　考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

第４号様式（第１０条関係）

誓　　　　　約　　　　　書

年　　月　　日

　白　河　市　長

住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　㊞

住　　　　所

商号又は名称

保証人氏名　　　　　　　　　　　㊞

この度白河市浄化槽に関する設置工事及び工事指定業者として申請するに当たり、業務の特殊性を深く理解し、浄化槽法及び市条例はもとより、その他諸規程の定めるところを誠実に履行いたします。

もし市に対して御迷惑をかけましたときは、その責めに任ずるため、保証人と連署をもって誓約いたします。

第５号様式（第１０条関係）

公　　　認　　　証　　　書

1　公認第　　　　　号

2　名称又は氏名(商号)

3　代表者

4　住所

5　公認の期間　　自　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　 至　　　　年　　　月　　　日

　白河市浄化槽に関する設置工事及び工事指定業者として公認する。

　　　　　　年　　　月　　　日

白河市長　　　　　　　　　　　　　　印

第６号様式（第１０条関係）

継　続　公　認　申　請　書

　　年　　月　　日

　　白河市長

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

氏名　　　　　　　　　　印

　白河市特定地域生活排水処理施設条例による浄化槽工事業者及び工事指定業者として引き続き公認してくださるよう、関係書類を添えて申請いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 住所(連絡先) | 電話　　　　(　　　) |
| フリガナ  名称又は氏名(商号) |  |
| フリガナ  代表者氏名 |  |
| 建設業法による  登録番号 |  |
| 現在の公認番号 |  |
| 備考 |  |

添付書類

　1　前公認期間中に施工した主要な浄化槽設置工事の概要

2　責任技術者、技能者その他所属従業員の名簿

3　その他必要な書類